

小規模保育事業 キッズパレス天王寺 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社 キッズパレス
所 在 地	大阪市阿倍野区旭町1丁目6番3号
電 話 番 号	06-6636-8151
代表者氏名	代表取締役 畑谷 保代

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	キッズパレス天王寺
施 設 の 所 在 地	大阪市天王寺区南河堀町10番15号
連 絡 先	電話・FAX 06-6771-1345
管 理 者	園長 宇野 恵理子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 6人 2歳児 7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
事 業 所 番 号	2710052002534
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.kids-palace.cc/

3 事業の目的・運営方針

キッズパレス（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造9階建のうち1階
	延べ面積	99.39 m ²
屋外遊戯場		稲生公園 3012 m ² / 南河堀公園 1060 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児クラス
保育室	各1室	1・2歳児クラス
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い 事務室、更衣室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

栄養士による献立に基づき、食事の提供をする。

アレルギーについては相談に応じ可能な範囲で、代替え食・除去食にて対応します。

(3) その他保育に係る行事等

※季節行事 入園、進級お祝いの会、子どもの日の集い、時の記念日の集い
消防訓練、子ども祭り、七夕の集い、ふれあい参観、お散歩遠足（春秋）
お水あそび、体育ふれあい参観、ハロウィン、音楽ふれあい参観、クリスマス会、お正月あそび、節分の集い、おひなまつりの集い、お別れ遠足、卒園お祝いの会

※毎月行事 お誕生日会（2ヶ月ごと）身体測定、避難訓練

※教室活動 音楽リトミック、英語リトミック、体育スクール

※健診 内科、歯科、尿検査（2歳児のみ）

(4) 地域交流会

・天王寺消防署の方に来ていただき、地域のこどもたちと公園で遊んだり、消防訓練と一緒に参加して頂き避難の確認や、消火訓練をします。

又、消防自動車を見学します。

・3園交流会（キッズパレス美章園や旭町のお友だちと遊んだり、
合同で行事に参加したりします）

・連携施設交流会（天王寺駅前おおぞら保育園・うれしい保育園堂ヶ芝など）

・近隣の施設に訪問してお年寄りと交流し、おじいさんおばあさんへ
お歌やお手紙のプレゼントをしています。（デイサービス等）

(5) 子育て相談事業 子育ての悩みなど電話で受け付けます。

《受付：月～金 午後1時～午後3時》

6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和8年3月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
代表	園全体の管理	1	1		
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	9	3	6	
栄養士 調理員	給食・おやつの献立作成、調理をする	3	2	0	3 園統括栄養士 1名
事務 経理	運営に関する事務・経理を行うものとする	1	1		3 園兼任
支援員 保育補助	保育士職務軽減の為に補助・お散歩 引率・環境整備等の業務を行う	1 2		1 2	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	7時～20時のうち8時間
事務・経理	7時～20時のうち シフト制 3時間～8時間
保育士	7時～20時のうち シフト制 3時間～8時間
栄養士・調理員	8時～17時

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

保護者全員の同意の上、登園児がいなければ8月13日から15日まで休園する事があります。（日程が変動する場合有り）

その他、行事後や新年度準備の為、家庭保育のご協力をお願いする場合があります。

園の都合で日程が変更になる場合があります。その都度事前に園だより等でお知らせします。

※土曜日及びお盆期間（8月12日から14日まで）、行事後の保育につきましては、キッズパレス・キッズパレス美章園・キッズパレス天王寺の3園のお友だちが集まって、一緒に過ごします。登園人数や感染症等の流行により変更になる場合がありますので、その都度お知らせします。（現在は天王寺園で合同保育）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から20時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

（延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(3) 平日就労休日に係る保育時間

お仕事がお休みの場合は、お子様と過ごす時間をゆっくりととってあげてください。保育が必要な場合に限り、9時から16時までお預かりさせていただきます。必ずお申し出下さい。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	離乳食：中期より おやつ：完了食より
1歳児	9時15分頃	11時～11時半頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時～11時半頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

相談に応じて可能な限り、除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルが有ります。

※ただし、アレルギーの程度により提供できない場合がありますので、
ご相談下さい。

※食物アレルギー等による、配慮食の提供については、医師の生活管理指導表が
半年ごとに必要となります。(所定の用紙をお渡しします)

(4) 栄養士の配置状況

毎月の献立作成や栄養価等の評価を実施し、安全な食の提供に努めております。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

現在未実施

11 連携施設

当園は、以下の8園を連携施設として以下に掲げる内容について連携するものとする。

聖和かいせい保育園

運営主体	株式会社成学社
所在地	〒543-0043 大阪府大阪市天王寺区勝山3丁目9番15号
連携内容	・施設交流・園庭開放・保育相談 ・情報交換・代替保育 ・2歳児卒園後の受け入れ(希望者)
電話番号	06-6711-0221

真生幼稚園

運営主体	宗教法人 日本福音ルーテル教会
所在地	〒543-0041 大阪市天王寺区真法院町15番15号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ(希望者)
電話番号	06-6771-0153

ゆり保育園

運営主体	社会福祉法人 幸聖福祉会
所在地	〒558-0014 大阪市住吉区我孫子1丁目1番2号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ(希望者)
電話番号	06-6606-2177

天王寺駅前おおぞら保育園

運営主体	社会福祉法人 聖徳会
所在地	〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町8番21号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ(希望者)
電話番号	06-6772-7021

松虫幼稚園

運営主体	学校法人 前島学園
所在地	〒545-0023 大阪市阿倍野区王子町2丁目5番13号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ（希望者）
電話番号	06-6621-9115

すくすく保育園

運営主体	社会福祉法人晴朗会
所在地	大阪市天王寺区国分町18番3号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ（希望者）
電話番号	06-6771-2590

帝塚山学院幼稚園

運営主体	学校法人 帝塚山学院
所在地	〒558-0053 大阪市住吉区帝塚山中3丁目10番51号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ（希望者）
電話番号	06-6672-1154

北田辺保育園

運営主体	社会福祉法人 創の会
所在地	〒546-0044 大阪市東住吉区北田辺3丁目6番4号
連携内容	・施設交流・園庭開放・保育相談 ・情報交換・代替保育
電話番号	06-6713-0915

うれしい保育園 堂ヶ芝

運営主体	株式会社 ケア21
所在地	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目6番30号
連携内容	・2歳児卒園後の受け入れ（希望者）
電話番号	06-6775-6021

木下の保育園 天王寺

運営主体	株式会社 木下の保育園
所在地	〒543-0052 大阪市天王寺区大道丁目2-6-11
連携内容	・施設交流・情報交換 ・2歳児卒園後の受け入れ（希望者）
電話番号	06-6770-5136

※卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

※連携施設への入園を希望されるご家庭は8月末までにご検討ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）と別表に掲げる費用を負担していただきます。翌月分保育料を前払いとして請求となりますので、月末までに必ずお振込みをお願いします。（厳守）

振込先	ゆうちょ銀行	※振込手数料は、各自ご負担をお願いします。
	記号 14020 番号 81111411	ご了承ください。
	名義 キッズパレス天王寺	

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

※ 他銀行から振り込まれる場合は、【店番】408【口座番号】8111141【預金種目】普通預金 へお振込み下さい。（振込み手数料は各自ご負担をお願いします。）

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	いたがねファミリークリニック
医院長名又は医師名	板金 康子
所在地	〒545-0001 大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目11-14
電話番号	06-6713-0010

(2) 歯科

医療機関の名称	西本歯科医院
医院長名又は医師名	西本 達哉
所在地	〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町5番5号
電話番号	06-6771-8936

16 緊急時の対応

体調の変化（発熱・嘔吐・下痢など）や緊急事態（自然災害など）が発生した場合には、緊急連絡先や一斉メールで速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避難器具 有 ・その他カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルに従い、子どもの人権を尊重した保育を行います。
- (3) 関係機関との連携

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する相談窓口を以下のとおり設置しています。社会性や客観性を確保することにより相互の信頼性を高め、適切な苦情解決に努めています。※令和5年度は、苦情等の内容についてはHPで公表致します。

当園 相談窓口	苦情解決責任者：畑谷 保代（代表） 苦情受付担当者：宇野 恵理子（園長） ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	丹野 壮治（税理士） 住所：大阪市阿倍野区旭町 1-2-7 あべのメディックス 414 号 電話番号：06-4395-5450

- ※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
- ※ その他、不明な点がございましたら、お気軽に園までお知らせ下さい。
- ※ 要望・苦情等に関してはHPで公表しております。

20 利用者に対するの保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険
保険の内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
保険金額	対人1名・1事故 10億円／通院保険金日額 1,500円

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付（※保険料として年額250円を負担頂きます）
保険金額	負傷・疾病【医療保険並の療養に要する費用の額の4/10】 ※園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	1人	2人	2人
1歳児	7人	4人	7人
2歳児	8人	6人	8人

22 自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価の実施状況	令和5年度	評価結果 良

※結果はホームページでWAM NETにて公表

- 23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表された事実）＝該当ありませんでした。

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	登園への自動車での登園は原則認められません。

25 個人情報保護について

当園では、園児及び保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、関連法令等を遵守し、個人情報の保護に努めています。

お預かりした個人情報（個人データ）につきましては、必要最小限の範囲内において使用・提供し、目的以外のことに使用することは決してありません。

- ・園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー・靴箱等）や個人で使用する物品（スモック・帽子等）には名前や個人のマークを掲示・記載
- ・園内の装飾品として、園児作品等に名前や個人のマークを掲示・記載
- ・園児名簿、日誌、指導計画、児童票等に名前を記載
- ・日々の様子や状況の記録・掲示をする場合（写真・動画）
- ・行事の記録・掲示をする場合（写真・動画）
- ・ホームページやインスタグラム上において保育の様子等をお伝えする場合（写真・動画）※氏名は掲載しません。
- ・他園へ入園・転園する場合、それらの施設等との間で情報共有をする場合
- ・緊急時、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合
- ・その他「児童福祉法」及び「保育所保育指針」が示す保育の円滑な実施の為

尚、ご家族以外の方で子どもさんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには応じないようになっておりますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。また、行事等において保護者の皆様が記録する写真ビデオ等、保育園から提供した写真・動画等については、むやみに第三者への提供や、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等への公開、当園及び利用者に係る誹謗・中傷や個人情報の掲載は固く禁じます。

当園では園児及び保護者のプライバシーを守るための努力を最大限行います。配慮事項や必要な事項がございましたら、あらかじめ職員までお申し付け下さい。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

(1) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園内用品に係る費用	個人持ちの保育用品費 (Tシャツ・スモック・帽子) 希望者：カバン	入園時 10,000 円程度 ※内訳は別紙あり
行事に係る費用	行事時の諸経費等	年額 3,000 円
保険費	災害共済給付	年額 250 円
絵本代	絵本、各年齢にあった絵本指導	(0,1 歳児) 月額 440 円 (2 歳児) 月額 470 円
おむつのサブスク	おむつ、おしりふき (希望者)	月額 2,320 円
エプロンサブスク	エプロン、口拭き (希望者)	月額 1,050 円
アプリ販売	写真(日常写真など)(希望者)	55 円～
	連絡帳製本 (希望者)	880 円～

(2) 上乗せ徴収金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
講師費用	リトミック活動年間講師費用 一部負担 (月額一人当たり) 体育：2300 円/音楽：400 円/ 英語：400 円のうち、3 分の 1 程度 ご協力頂いています。(返金はできません)	月額 1000 円 内訳 { 体育：600 円 音楽：200 円 英語：200 円

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

保育園の共通時間の範囲内で、「保育必要時間申請書」により決定された保育必要時間を超えて、延長保育事業を利用される場合は、当該市町村が定める保育料相当額の他に、本市が定める延長保育事業の利用料をご負担いただきます。

保育標準時間認定 午前7時～午後6時

(一時延長保育：pm18時1分～19時／1h 500円 pm19時1分～20時／1000円)

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育を利用される場合は、「延長保育事業利用申請書」をご提出いただき、利用される時間数に応じて、利用料が決定されます。

保育短時間認定 午前9時～午後5時

(一時延長保育 am 7時～8時59分／1h 500円 pm17時1分～18時／1h 500円)

※短時間の方は、7時～18時までの時間帯でのみ延長保育が利用できます。

保育室の ICT 登降園システムの時刻を基本と致しますので、ご了承下さい。

*月極延長保育は申請が必要になります。*延長保育は、別途保育料が発生します。

*残業など突発的な場合は、お電話にて一時延長保育に対応致します。

*月極利用の場合は1ヶ月 3,000円となります。

(pm18時01分～20時迄の場合は1カ月 7,000円) となります

※当園は、上記費用の集金袋にて請求致します。領収印が領収書代わりになりますので
年度末にお渡し致します。